

令和4年度市場検証(中間報告)

【電気通信事業者の業務の適正性等の確認】

令和5年4月24日
令事 務 局

○ 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- ① 検証結果の概要
- ② 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
- ④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)
- ⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ⑥ 電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証

(参考資料)

- ・事業者アンケートについて
- ・非公開ヒアリング(NTT東西、NTTドコモ、未指定事業者)について

※本資料において、「⑤NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認 ⑥共同調達資材調達の扱い」部分を除き、主要事業者についての表記は以下のとおりとする。

NTTドコモ	株式会社NTTドコモ	NTT東	東日本電信電話株式会社
KDDI	KDDI株式会社	NTT西	西日本電信電話株式会社
ソフトバンク	ソフトバンク株式会社	NTT東西	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
楽天モバイル	楽天モバイル株式会社	NTTコム	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
NTT持株	日本電信電話株式会社	NTTコムウェア	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

① 検証結果の概要

- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等について、市場検証基本方針で定めた確認項目を定期的に確認。
- また、令和4年度の年次計画において定めた重点的検証の対象項目を確認し、未指定事業者に対して、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証。
- 令和4年度検証における検証結果は以下のとおり。

項目		検証結果(暫定)
重点的検証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	<ul style="list-style-type: none"> 一部確認中の項目を除き、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。引き続き、状況を注視したい。
	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに講じられた措置を中心に確認するとともに、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き、状況を注視したい。
	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)	<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモグループ再編後の措置等、新たな措置を中心に確認するとともに、競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き、状況を注視したい。
	NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果	<ul style="list-style-type: none"> 公正競争条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。引き続き、状況を注視したい。
	未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない。引き続き、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視したい。

項目		確認方法
重 点 的 検 証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	<ul style="list-style-type: none"> 要請(※1)に基づくNTTグループ提出資料 NTT東西に対する非公開ヒアリング
	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西に対する非公開ヒアリング NTTグループ提出資料(※2) 事業者アンケート
	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)	<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモに対する非公開ヒアリング NTTグループ提出資料(※2) 事業者アンケート
	NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西に対する非公開ヒアリング NTTグループ提出資料(※3) 事業者アンケート
	未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証	<ul style="list-style-type: none"> 未指定事業者に対する非公開ヒアリング 未指定事業者提出資料(※3) 事業者アンケート

※1 「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)」(令和3年10月29日総務省総合通信基盤局長)

※2 NTT東西及びNTTドコモに対する非公開ヒアリングの内容を受けた追加確認事項への回答など

※3 事務局より発出した確認事項への回答など

**② 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による
不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)**

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表5(1)②及び別表6(1)②について、定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータ等に基づき、以下のA～Fの検証を行った。

A 局舎スペースの利用に関する検証

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するか否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認する。

E NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者、調達価格、公募期間及び契約から運用開始までの期間のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していく。

F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証

今後、IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となる取組状況を確認する。

客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証結果(暫定)①

A 局舎スペースの利用に関する検証

- スペース又は電力について、Dランクが一定期間(前年9月末日時点で、3年以上)継続しているNTT東西局舎及び直近1年間(前年10月から当年9月)にCランクからDランクとなったNTT東西局舎(以下「検証対象局舎」という。)につき、以下のデータを確認した。
 - － 直近1年間(前年10月から当年9月)における、NTTグループ各社及び他事業者からNTT東西に対する、検証対象局舎の義務コロケーション及び一般コロケーションの利用申込並びに当該利用申込への対応状況
 - (1)利用申込・対応結果
 - (2)ランク変動情報の通知情報
 - (3)提供料金
 - (4)仮想コロケーションの利用申込・対応結果
- 検証対象局舎は合計で284箇所(NTT東:164箇所、NTT西:120箇所)であり、当該局舎への申込総数657件(NTT東:373件、NTT西:284件)を確認した結果は以下のとおり。
 - (1)利用申込・対応結果
- 本年度は、利用申込・対応結果について、義務コロケーションと義務コロケーションの比較、義務コロケーションと一般コロケーションの比較、一般コロケーションと一般コロケーションの比較を行った。
 - 同一局舎において、NTTグループによる義務コロケーションと他事業者による義務コロケーションの利用申込が両方存在する局舎が合計で19箇所(NTT東:14箇所、NTT西:5箇所)存在し、当該局舎における利用申込が合計で102件(NTT東:68件、NTT西:34件)存在した。これら全てについて、利用申込への対応結果を比較した。
 - NTTグループによる義務コロケーションが優先的に取り扱われている事例(=他事業者は「条件付可」のみである一方、NTTグループ内に「提供可」がある事例)は見受けられなかった。
 - 同一局舎において義務コロケーションと一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎が合計で38箇所(NTT東:19箇所、NTT西:19箇所)存在し、当該局舎における利用申込が合計で182件(NTT東:105件、NTT西:77件)存在した。これら全てについて、利用申込への対応結果を比較した。
 - 6箇所(NTT東:1箇所、NTT西:5箇所)では、他事業者の義務コロケーションは「条件付可」のみとされている中、NTTグループの一般コロケーションは「提供可」とされている事例があった。これら6箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。
 - 4箇所については、先行して申込のあったNTTグループの一般コロケーションに係る回答タイミングでは、リソースの空きがあったため(実際、後に申込のあったNTTグループの義務コロケーションが「条件付可」とされている事例もある。)
 - 1箇所については、先行して申込のあった他事業者の義務コロケーションに係る回答タイミングでは、利用希望の電力量が大きく、電力設備の空きが十分になく、「条件付可」とされていたものの、その後、NTTグループの一般コロケーションの申込があったタイミングでは、電力設備に空きがあり、利用希望の電力量も小さかったことから、空き容量で賄えたため(NTTグループの一般コロケーションの申込前に、電力設備の空き状況について、接続事業者に通知及びWebサイトでの情報開示が行われていた。また、先行して申込のあったNTTグループの義務コロケーションが「条件付可」にされている事例もある。)
 - 1箇所については、電力設備に起因する「条件付可」であり、スペースリソースは「提供可」として公平に払い出されていた。
 - なお、反対に、他事業者の義務コロケーションは「提供可」又は「条件付可」とされている中、NTTグループの一般コロケーションは「提供不可」のみである局舎も同程度みられた(12箇所(NTT東:10箇所、NTT西:2箇所))。また、残りの20箇所(NTT東:8箇所、NTT西:12箇所)では、NTTグループの一般コロケーションと他事業者の義務コロケーションの利用申込への対応結果は同等であり、NTTグループによる一般コロケーションが優先的に取り扱われている事例は見受けられなかった。
 - 同一局舎において、NTTグループによる一般コロケーションと他事業者による一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎は0箇所(NTT東:0箇所、NTT西:0箇所)であり、同等性が比較可能な局舎が存在しなかった。

A 局舎スペースの利用に関する検証(続き)

(2)ランク変動情報の通知情報

- Dランクビルに空きが生じた際には情報開示日当日に、NTTグループ・他事業者含む延べ152事業者(NTT東:52事業者、NTT西:100事業者)に対し一斉に、計477回(NTT東:341回、NTT西:136回)メール通知がなされていた。

(3)提供料金

- 本年度は、提供料金について、義務コロケーションと義務コロケーションの比較、義務コロケーションと一般コロケーションの比較、一般コロケーションと一般コロケーションの比較を行った。
- 同一局舎において、NTTグループによる義務コロケーションと他事業者による義務コロケーションの利用申込が両方存在する局舎のうち、提供料金を比較できる局舎が合計で5箇所(NTT東:3箇所、NTT西:2箇所)存在した。
 - 2箇所では、提供料金(スペース単価同士、電力単価同士)を比較した際に、NTTグループ内の提供料金が、他事業者の提供料金を下回っていることが確認された。これら2箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。
 - 1箇所については、工事竣工年度の違いによる電力関連設備の単価差、特に整流設備の単価の差によるものであり、他事業者は令和3年度、NTTグループは令和4年度に工事竣工しているため、結果として、他事業者の単価が高くなった。
 - また、年度ごとに1A当たりの単価を定めており、同一年度内に工事が竣工したものについては、他事業者かNTTグループかを問わず、同等の取扱いをしているものの、事業者が利用する電力A数に小数点以下が含まれており、提供料金の計算に当たり、端数処理を行っていることから、提供料金をA数で除して算出する単価に差分が生じた。

事業者	電力関連設備利用単価
NTTコム(義務コロケ)	
他事業者(義務コロケ)	

- 1箇所については、年度ごとに1A当たりの単価を定めており、同一年度内に工事が竣工したものについては、他事業者かNTTグループかを問わず、同等の取扱いをしているものの、事業者が利用する電力A数に小数点以下が含まれており、提供料金の計算に当たり、端数処理を行っていることから、提供料金をA数で除して算出する単価に差分が生じた。

事業者	電力関連設備利用単価
NTTコム(義務コロケ)	
他事業者(義務コロケ)	

A 局舎スペースの利用に関する検証(続き)

(3) 提供料金(続き)

- 同一局舎において義務コロケーションと一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎のうち、義務コロケーションと一般コロケーションの提供料金を比較できる局舎が合計で2箇所(NTT東:1箇所、NTT西:1箇所)存在した。これらの局舎ごとに、提供料金を比較したところ、NTTグループの一般コロケーションの提供料金が他事業者の義務コロケーションの提供料金を上回っていた。
- 同一局舎において、NTTグループによる一般コロケーションと他事業者による一般コロケーションの利用申込が両方存在する局舎は0箇所(NTT東:0箇所、NTT西:0箇所)であり、提供料金の同等性が比較可能な局舎が存在しなかった。

(4) 仮想コロケーションの利用申込・対応結果

- 仮想コロケーションについては、利用申込実績がなかった。

⇒以上より、令和4年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証結果(暫定)④

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西が加入光ファイバ、中継光ファイバの申込みを受けてから提供開始するまでのNTTグループ各社及び他事業者のうち、主要な接続事業者別のリードタイムの平均日数及び日数の分布につき、以下のデータを確認した(NTT東、NTT西別)。- (1)加入光ファイバ(SA即決)、(2)加入光ファイバ(SA非即決)、(3)加入光ファイバ(SS)、(4)中継光ファイバの種類ごとに、
 - ①: 申込日～回答日、②: 申込日～提供可能日、③: 申込日～工事完了日の3種類のリードタイムの平均値(日)、対象回線数(※)(※)対象回線数については、0日～7日間、8日～14日間、15日～21日間、22日～28日間、29日～42日間、43日間以上の区分別回線数(構成比)も確認。
- 上記データに基づき、自社(NTTグループ)及び他社(NTTグループ以外の事業者)の平均値の同等性を検証した。
- 検証の手順としては、まず、自社の加重平均値の+10%(以下「閾値」という。)までの範囲に他社の加重平均値及び他社の個社別平均値がいずれも収まっていれば、その時点で同等と評価し、それ以外の場合には、個社別のデータを詳細に検討し、同等性を検証することとした。

(1)加入光ファイバ(SA即決)

【NTT東】

- リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

- リードタイム①は同等。
- リードタイム②について、他事業者W1が閾値を超えているが、
 - 他事業者W1の開通納期長期化は、既設設備(所外8分岐スプリッタ等)がない場合に当該設備の構築を行う必要があったことが要因であること
 - 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在することを確認。

- リードタイム③について、他事業者W1、他事業者W3(CATV)、他事業者W4(CATV)及び他社加重平均が閾値を超えているが、
 - NTT持株によれば、リードタイム③については、最終的には接続事業者とエンドユーザ間で工事日を決定しているため、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
 - 他事業者W3(CATV)及び他事業者W4(CATV)は、閾値を超えているが、回線数が、それぞれ500程度、300程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられること
 - 他事業者W3(CATV)及び他事業者W4(CATV)を除くと、他事業者W1は閾値を超えているが、他事業者W2が自社の加重平均値のリードタイムより短いこと

を確認。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(2)加入光ファイバ(SA非即決)

【NTT東】

- リードタイム①は同等。
- リードタイム②・③について、他事業者E5(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ NTT持株によれば、他事業者E5(CATV)の新規サービス展開に伴い、「既設ケーブルに空きがないルート」の申込があり、その割合が高かったため、長期化したことが要因であるとのこと
 - ・ 他事業者E5(CATV)の回線数が600程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられること。
 - ・ 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

を確認。

【NTT西】

- リードタイム①について、他事業者W3(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ NTT持株によれば、光ケーブル(架空)の敷設工事(アクセス工事)が必要となった割合が多く、設備設計に時間を要したため、長期化したことが要因であるとのこと
 - ・ 他事業者W3(CATV)の回線数が700程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられること。
 - ・ 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること。

を確認。

- リードタイム②について、他事業者W3(CATV)及び他事業者W4(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ 他事業者W3(CATV)及び他事業者W4(CATV)ともにリードタイム①の影響を受け、同様に長期化したことが要因。なお、NTTによれば、他事業者W4(CATV)については、リードタイム①が閾値内であるものの、光ケーブル(架空)の敷設工事(アクセス工事)が必要となった割合が他事業者W3(CATV)の次に多いため、他の事業者と比較して長期化しているとのこと
 - ・ 他事業者W3(CATV)と他事業者W4(CATV)の回線数が、それぞれ700程度、50程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられること
 - ・ 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

から、同等と評価。

- リードタイム③について、他事業者W3(CATV)及び他事業者W5(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ NTT持株によれば、リードタイム③については、最終的には接続事業者とエンドユーザ間で工事日を決定しているため、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
 - ・ 他事業者W3(CATV)及び他事業者W5(CATV)の回線数が、ともに700程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられること
 - ・ 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

を確認。

(2) 加入光ファイバ シェアドアクセス (SA) (非即決)

① : 申込日～回答日 ② : 申込日～提供可能日 ③ : 申込日～工事完了日

	リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③						
	他事業者 E1	他事業者 E2	他事業者 E3 (CATV)	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東	他事業者 E1	他事業者 E2	他事業者 E3 (CATV)	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東	他事業者 E1	他事業者 E2	他事業者 E3 (CATV)	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東	
平均値 (日)																			
対象回線数 (回線)																			
分布 (構成比)																			0日～7日間
																			8日～14日間
																			15日～21日間
																			22日～28日間
29日～42日間																			
43日間以上																			

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

	リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③						
	他事業者 W1	他事業者 W2	他事業者 W3 (CATV)	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5 (CATV)	NTT西	他事業者 W1	他事業者 W2	他事業者 W3 (CATV)	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5 (CATV)	NTT西	他事業者 W1	他事業者 W2	他事業者 W3 (CATV)	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5 (CATV)	NTT西	
平均値 (日)																			
対象回線数 (回線)																			
分布 (構成比)																			0日～7日間
																			8日～14日間
																			15日～21日間
																			22日～28日間
29日～42日間																			
43日間以上																			

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(3)加入光ファイバ(SS)

【NTT東】

➤リードタイム①・②について、他事業者E3(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、これは全て基地局用途のため、基地局開設日の影響を受け、かつルーラルエリアでの提供が多く、設備設計や構築に時間を要するため、長期化したことが要因であるとのこと。
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

を確認。

➤リードタイム③について、他事業者E4(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、他事業者E4(MNO)に限らず、MNO事業者は、基地局開設日に併せて光回線の開通を行うことから、基地局開設日に工事日が左右され、リードタイムが長期化したことが原因であるとのこと
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者(MNO)が複数存在すること

を確認。

【NTT西】

➤ リードタイム①・②・③は同等。

(3) 加入光ファイバ シングルスター (SS)

① : 申込日～回答日 ② : 申込日～提供可能日 ③ : 申込日～工事完了日

	リードタイム①							リードタイム②							リードタイム③							
	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	ドコモ	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	ドコモ	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	ドコモ	コム	NTT東	
平均値 (日)																						
対象回線数 (回線)																						
分布 (構成比)																						0日～7日間
																						8日～14日間
																						15日～21日間
																						22日～28日間
	29日～42日間																					
43日間以上																						

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

	リードタイム①							リードタイム②							リードタイム③							
	他事業者 W1 (MNO)	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	ドコモ	他事業者 W4 (MNO)	コム	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	ドコモ	他事業者 W4 (MNO)	コム	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	ドコモ	他事業者 W4 (MNO)	コム	NTT西	
平均値 (日)																						
対象回線数 (回線)																						
分布 (構成比)																						0日～7日間
																						8日～14日間
																						15日～21日間
																						22日～28日間
	29日～42日間																					
43日間以上																						

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(4) 中継光ファイバ

【NTT東】

▶リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

▶リードタイム①については、他事業者W1(MNO)、他事業者W3(MNO)及び他社加重平均が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、令和3年8月に他事業者W1(MNO)及び他事業者W3(MNO)からの申込が急増し、NTT西の設備設計稼働が逼迫したため、納期が長期化したことが要因であるとのこと。NTT持株によれば、設備設計稼働が逼迫した際、中継系光ファイバの大量申込に伴い納期遅延が発生している旨、当該2社だけでなく、全接続事業者に周知しているとのこと。
- 他事業者W1(MNO)については、リードタイム③でみると、閾値以内に収まっていること
- 他事業者W3(MNO)については、ある1か月間に全体60%以上に当たる申込が集中しており、異常値の影響が大きいと考えられること

を確認。

▶リードタイム②については、他事業者W1(MNO)、他事業者W3(MNO)及び他社加重平均が閾値を超えているが、

- これは、上記リードタイム①の影響を受け、同様に長期化したことが要因であるとのこと。
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者(MNO)が存在すること
- 他事業者W1(MNO)については、リードタイム③でみると、閾値以内に収まっていること
- 他事業者W3(MNO)については、ある1か月間に全体60%以上に当たる申込が集中しており、異常値の影響が大きいと考えられること

から、同等と評価。

▶リードタイム③については、他事業者W3(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、「提供可能日」以降であれば、NTT西の中継局内の工事準備は完了しているため、リードタイムの差異は各接続事業者の工事希望日の影響が大きいと考えられるとのこと
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者(MNO)が存在すること

を確認。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

- また、直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西が光サービス卸の申込みを受けてから提供開始するまでのNTTドコモ及び他事業者のうち、主要な卸先事業者別の平均日数及び日数の分布につき、以下のデータを確認した(NTT東、NTT西別)。

– (5)光サービス卸(即決)、(6)光サービス卸(非即決)の類型ごとに、

①: 申込日～回答日、②: 申込日～提供可能日、③: 申込日～工事完了日の3種類のリードタイムの平均値(日)、対象回線数(※)

(※)対象回線数については、0日～7日間、8日～14日間、15日～21日間、22日～28日間、29日～42日間、43日間以上の区分別回線数(構成比)も確認。

- 上記データに基づき、自社(NTTグループ)及び他社(NTTグループ以外の事業者)の平均値の同等性を検証した(検証の手順は同様)。

(5)光サービス卸(即決)

【NTT東】

- リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

- リードタイム①・②は同等。

- リードタイム③について、他事業者W1(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、卸先事業者である他事業者W1(MNO)とエンドユーザ間で工事日を決定しているため、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
- 自社の加重平均値の+15%以内に収まっていること
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者(MNOを含む)が複数存在すること

を確認。

(5) 光サービス卸 (即決)

① : 申込日～回答日 ② : 申込日～提供可能日 ③ : 申込日～工事完了日

	リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③						
	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	
平均値 (日)																			
対象回線数 (回線)																			
分布 (構成比)																			0日～7日間
																			8日～14日間
																			15日～21日間
																			22日～28日間
29日～42日間																			
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

	リードタイム①							リードタイム②							リードタイム③							
	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	
平均値 (日)																						
対象回線数 (回線)																						
分布 (構成比)																						0日～7日間
																						8日～14日間
																						15日～21日間
																						22日～28日間
	29日～42日間																					
43日間以上																						

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(6)光サービス卸(非即決)

【NTT東】

➤ リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

➤ リードタイム①については、他事業者W4が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、令和3年5月にNTT西で発生した光サービスの受付システムトラブルで全社的にコラボオーダーが長期化していた中、結果として事業者ごとに差分が出た認識であるとのこと
- NTTドコモ・NTTコムよりリードタイムが短い他事業者が複数存在すること
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者(MNO)が存在すること

から、同等と評価。

➤リードタイム②については、他事業者W4が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、上記リードタイム①と同じ事情で、結果として事業者ごとに差分が出た認識であるとのこと
- NTTドコモ・NTTコムよりリードタイムが短い他事業者が複数存在すること
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

から、同等と評価。

➤リードタイム③については、他事業者W1(MNO)、他事業者W4が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、上記リードタイム①・②の影響を受けたことに加え、事業者とエンドユーザ間で工事日を決定しているため、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
- NTTドコモ・NTTコムよりリードタイムが短い他事業者が複数存在すること
- 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること

を確認。

(6) 光サービス卸 (非即決)

① : 申込日～回答日 ② : 申込日～提供可能日 ③ : 申込日～工事完了日

	リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③						
	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	ドコモ	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	他事業者 E3 (MNO)	コム	NTT東	
平均値 (日)																			
対象回線数 (回線)																			
分布 (構成比)																			0日～7日間
																			8日～14日間
																			15日～21日間
																			22日～28日間
29日～42日間																			
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

	リードタイム①							リードタイム②							リードタイム③							
	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	他事業者 W1 (MNO)	ドコモ	他事業者 W2	他事業者 W3 (MNO)	コム	他事業者 W4	NTT西	
平均値 (日)																						
対象回線数 (回線)																						
分布 (構成比)																						0日～7日間
																						8日～14日間
																						15日～21日間
																						22日～28日間
	29日～42日間																					
43日間以上																						

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西に対する新たな接続機能要望への対応について、事前調査申込回答や接続申込回答の状況(申込日、回答日)を確認したところ、NTTドコモ・NTTコム^①の要望のみが受け入れられていることはないとのことであり、また、NTTコム^②の要望と類似の要望事例(他事業者)とを比較すると、NTT西については、申込日から回答日までの期間は同等となっていた。一方、NTT東については、2025年1月までの間に順次実施していくNTT東西と各事業者のIP接続への移行に係る対応の一環となる手続である、「電話網との接続点の変更(一部サービス)」に係る事前調査申込について、申込日から回答日までの期間が、他事業者の場合、日間及び日間である一方、NTTコムについては日間となっており、他事業者よりも短くなっていた。
 - この点、NTT持株に確認したところ、IP接続への移行は、通常^③の接続要望とは異なり、当該手続を受けて初めて検討に着手したものではなく、十年以上にわたって事業者間意識合わせの場において全事業者との間で移行方法や手続等に関する議論を重ねながら、並行して各事業者との間で呼種毎(発着別、PSTN/ひかり電話別、一般呼/サービス呼別)の具体的な切替時期や手順等を個別に調整を進めてきたところであり、事前調査申込後の検討内容や期間は当該事業者の申込内容や個別調整の状況によって大きく異なることになるとのこと。今回、NTTコムの手続に要した期間が他事業者の同種の手続に比して検討期間が相対的に短くなったのは、事前に行ってきた個別調整の中で呼種毎の切替方法や切替スケジュールが明確化されており、その確認等に時間を要さなかったためであるとのこと。
 - IP接続への移行については、全音声接続事業者との間でオープンに議論を重ねる中で整理を図ってきたものであり、IP網移行に向けた工程としては、以下の工程があり、事前調査申込はその一部であるとのこと。
 - ①意識合わせの場でのルール議論・策定
 - ②事業者間協議(個別日程調整等)
 - ③接続試験(事前接続試験)・POIビル内設備構築開始
 - ④接続工事(NNI開通)
 - ⑤事前調査申込
 - ⑥接続試験(相互接続試験)
 - ⑦事前調査回答(相互接続試験で問題ないことを確認の上、回答)
 - ⑧切替(事業者の切替)
 - また、直近1年間(前年10月から当年9月まで)にNTT東西が拡大した光エリアにおいて、各事業者への情報開示日前に、NTTドコモからの加入光ファイバの接続申込を承諾した事例について確認したところ、NTT東西が、新たに拡大した光エリア(加入光ファイバの提供エリア)において、各事業者への情報開示日前にNTTドコモへ加入光ファイバの接続申込を承諾した事例はないとのことであった。
- ⇒以上より、令和4年度検証においては、NTT東西の接続機能要望等に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西からNTTグループ会社へ卸された後、他のNTTグループ会社へ再卸されているFTTH卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTT東西からの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTドコモ・NTTコムが該当し、そのうち、NTTコムのみがNTTグループ会社に再販を行っており、卸契約数が3万以上の卸先事業者はNTTレゾナントが該当するとのことであった。
 - NTTコムにおけるNTT東西からの仕入価格・NTTレゾナントへの再卸価格を確認したところ、再卸価格が仕入価格以上となっていた。
 - 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTTドコモからNTTグループ会社へ卸された後、電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定したNTTドコモの特定関係法人(令和4年9月時点)へ再卸されているMVNO卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTTドコモからの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTコムが該当し、NTTコムから、NTTグループ会社に再販を行っており、卸契約数が3万以上かつ特定関係法人に該当する卸先事業者は、NTTPCコミュニケーションズが該当するとのことであった。
 - NTTコムにおける、NTTドコモからの仕入価格・NTTPCコミュニケーションズへの再卸価格を確認したところ、再卸価格が仕入価格以上となっていた。
- ⇒以上より、令和4年度検証においては、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

E NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

- NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された以降の直近1年間(原則として前年10月から当年9月まで(ただし、初年度の報告については、当該期間のうち、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された日以降の期間に限る。))における、NTT東西での県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者、調達価格、公募期間及び契約から運用開始までの期間について、確認したところ、NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された令和4年7月から9月までの期間において、NTT西で1件、県間伝送設備を公募調達しており、その内容は以下のとおりであった(調達内容については次頁のとおり)。

区分	調達参加事業者	調達先事業者	調達価格	公募期間	契約から運用開始までの期間
NTT西					

⇒以上より、令和4年度検証においては、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

項目	内容

F 将来ネットワークの統合等に伴う課題に関する検証

- 令和4年度検証においては、令和5年3月16日から商用サービスの提供が開始された、「APN IOWN 1.0」に関し、「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)」において要請した内容の取組状況を確認している。
- NTT東西によれば以下のとおり。
 - 接続については、接続約款に基づき他事業者に提供し、小売については、約款に基づき提供し、今後とも、公正競争の確保に努める。

⇒以上より、令和4年度検証においては、将来ネットワークの統合等に伴う課題に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

**③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する
遵守状況等の確認(固定系)**

- 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行った(固定系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表5に定めたとおり)。
- なお、令和4年度においては、市場検証会議における非公開でのヒアリングを通じた確認も行った。
- 新たに講じられた措置を中心に確認するとともに、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供> NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われなくするために、以下の措置を講じていることを確認。特に、令和4年度検証においては、令和3年度検証結果からの変更点として、リモートワークの実施に伴い、新たに業務用端末にAIを活用した、のぞき見やスマートフォンによる撮影等の行為を防止するツールを導入する等の措置を行っていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底。 －接続関連情報を有するシステムは、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限を付与。 －設備部門の全社員等を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識等を内容とする研修を実施。 －電気通信事業法施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、NTT東西の組織規程により、設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施。 －設備部門において、接続関連情報を取扱う業務のリモートワークに向け、業務用端末にAIを活用した、のぞき見やスマートフォンによる撮影等の行為を防止するツールを導入する等の対処を行うとともに、監視部門において、書面又は実地による定期的な監査を実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等> NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 客観的・定量的なデータ等に基づく検証結果は、5～25頁のとおり。 ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 － 契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。監査の結果、問題が発見された事例は現時点ではない。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者のうち、競争事業者の一部からは、以下のような事例が存在し、不当な差別的取扱いに該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ フレッツADSLの提供終了時期が延長となるエリアについて、卸先事業者に情報を開示されていない。NTT東西のADSLから各ISPへの乗換による光回線契約獲得の奨励金も、ISPによって金額、時期などに差がある。他事業者が顧客から受け付けた光コラボ回線を注文取次したところ、「NTT設備起因でサービスを提供不可」との回答があったが、当該顧客がNTT関係者に相談したところドコモ光にて開通したとのこと。 ● この点、NTT東西に対し事実確認等を行ったところ、以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ フレッツ・ADSLの提供終了時期を変更する旨はNTT東西公式ホームページに掲載するとともに全コラボ事業者へ周知を行っており、対象となる具体的な地域名は該当支店のホームページにおいて公表していることから、NTT東西小売部門のみならず、公平に情報提供を行っている。 ➢ NTT東西が実施している「ADSLから光への移行に係る工事費無料施策」は、パートナーであるコラボ事業者及び当社小売部門に対して、全て同一条件にて適用している。 ➢ 提供可否の判断は、全てのコラボ事業者において、同一のシステムで実施しているため、担当者によって当該結果が異なることは生じ得ないが、提供可否の判定を実施するタイミングによっては、スプリッタ等の装置の設置状況、装置の空き状況及び配線ルート確保の可否等次第で、当該結果が異なることが生じ得るとのこと。 ● 令和4年度検証においては、上記指摘について、不当な差別的取扱い等に該当する事実は認められなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉> NTT東西は、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉を行うことは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第3号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規定に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。
<p><第一種指定電気通信設備への接続に必要な設備の設置・保守に関する不利な取扱い> 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><業務委託に関する不利な取扱い> 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務委託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、条件を接続約款に定め公表すること等により同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
<p><業務を委託する子会社に対する適切な監督> 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社において、当該業務に関して、禁止行為※が行われないことがないよう、当該子会社に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。(電気通信事業法第31条第3項)</p> <p>※ 電気通信事業法第30条第4項各号に掲げる行為及び同法第31条第2項各号に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、業務を受託した子会社において禁止行為が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －監督対象子会社において、電気通信事業法の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督等を規定した社内規程を制定。 －全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結。 －公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、禁止行為に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を委託する子会社に対する適切な監督が行われているか、引き続き注視。

- 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年9月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について、NTT東西以外の主要なFTTH事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行った。
- 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表7に定めたとおり。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p>サービス卸ガイドライン「5.電気通信事業法上問題となり得る行為」に関連して、以下の①～⑩の有無等を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い 	<p>・NTT東西以外の主要なFTTH事業者から該当する具体的な事例は指摘されていない。</p>	<p>・サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為がないか、引き続き注視していく。</p>

**④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する
遵守状況等の確認(移動系)**

- 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行った(移動系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表6に定めたとおり)。
- なお、令和4年度においては、市場検証会議における非公開でのヒアリングを通じた確認も行った。
- NTTドコモグループ再編後の措置等、新たな措置を中心に確認するとともに、競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供> 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －接続関連情報の持出しを管理。 －人事異動時に接続関連情報が流出することを防止。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 ● 特に令和4年7月に実施した、NTTドコモグループ再編成後において、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下を確認。 <ul style="list-style-type: none"> －接続関連情報を取り扱う部門においては、従来より厳格なファイアウォール措置を講じており、再編成前と同様にNTTコムが閲覧・利用することはできない。 －再編成後、NTTコムからNTTドコモに移管された固定インフラ設備に関する設計、構築及び保守に係る業務は、ドコモCSがNTTコムエンジニアリングから承継しており、NTTドコモの接続関連情報の目的外利用の防止に向けた措置を実施。 －なお、NTTコムは自らのサービス設備、NTTドコモから借り受けた固定インフラ設備、他事業者から借り受けたアクセス回線を組み合わせて固定サービスを提供しており、その提供プロセスにおいて、NTTドコモ側には、NTTコムの接続関連情報は提供されない。 ● 総務省が調査を行った競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<p><電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等> NTTドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人※に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 客観的・定量的なデータに基づく検証結果は、23頁のとおり。 ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、NTTドコモの特定関係法人※に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 － 新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ● 特に令和4年7月に実施した、NTTドコモグループ再編成後において、NTTドコモの特定関係法人※に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置が講じられていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> － NTTコムは、媒介等業務委託(代理)を受けNTTドコモの代理人として、NTTドコモのモバイルサービスを販売。NTTドコモは他事業者からの要望があれば真摯に協議をする考えであり、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務は行わない。 － MVNOサービスの提供に関して、NTTドコモとNTTコムとの関係は再編前後で変化はなく、約款に基づく不当な差別的取扱いのない条件にて引き続き提供を実施。なお、NTTドコモの特定関係法人※に対するNTTコムからの再卸については、要請に基づき、NTTコムからの再卸料金がNTTドコモからの卸料金を上回っていることを確認。 ● 総務省が調査を行った競争事業者からは、NTTドコモの特定関係法人※に対する不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

※ 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により総務大臣が指定する者に限る

⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

- NTTグループに対する累次の公正競争条件がNTTグループ各社において遵守されているか、その遵守状況について確認を行った。
- 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表8に定めたとおり。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p><①NTT東西によるネットワークの公平な提供> NTT東西は、回線提供を行う際、NTTドコモ、NTTコム及びNTTデータを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。</p>	<p>NTT持株によれば以下のとおり。令和4年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、NTT東西によるネットワークの公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の回線提供に関し、接続約款による場合は、認可された当該約款の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 接続約款によらず電気通信事業者に対し回線提供を行う契約(卸役務)として、「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」、「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」がある。 ・ 「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」は、異業種からの新規参入事業者など、様々な事業者との間で締結しているが、全ての事業者に対して同一の条件で提供している。その契約内容については、電気通信事業法第38条の2の規定に基づき総務省へ届出を行っている。 ・ 「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」は、MNO事業者等の一部事業者との間で締結しているが、設備区間ごとに同一の考え方で料金設定しており、その他提供条件も含め、全事業者に対して同一の条件で提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西によるネットワークの公平な提供が行われているか、引き続き注視。
<p><②各種取引条件等の公平性の担保> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間において行われる取引を通じて、NTT持株又はNTT東西からの補助が行われていないか。 また、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において行われる取引条件(局舎等の使用、工事・保守の受委託等)について、他の電気通信事業者と同等となっているか。</p>	<p>NTT持株によれば以下のとおり。令和4年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、各種取引条件等の公平性の担保に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西はNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において、主に以下のような取引を行っている。 ・ 取引のうち、販売・取次に関しては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>情報通信関連商品の販売・取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ▶ <u>コラボ光申込要望の取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 取引のうち、NTT東西が予め手数料や料率を定めているものについては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、手数料や料率を事業者に開示し、全事業者に対し同一の対価算定の考え方を採用している。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>他社商品料金回収代行に係る取引</u> 料金は、1件当たりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額、および請求額に料率等を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ▶ <u>コラボ光利用者向けサポートに係る契約</u> 料金は、1件あたりの端末設定単金に、設定件数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 局舎等の使用に係る取引は、接続約款の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 上述のとおり、全事業者に対して同一の考え方で対応を行っており、NTTグループ会社のみ有利に取り扱うような対応を行っていないことから、NTT持株またはNTT東西が取引を通じて補助を行う余地はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種取引条件等の公平性が担保されているか、引き続き注視。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p><③在籍出向及び役員兼任の禁止> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間、NTT東西とNTTコムとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任が行われていないか。</p>	<p>平成27年2月の要請に従ってNTT持株及びNTT東西から報告された内容を基に確認したところ、公正競争条件に反する在籍出向は行われていない。 また、NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任も行われていない。</p>	<p>・在席出向及び役員兼任の禁止に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。</p>
<p><④独立した営業部門の設置> NTTコムは、NTT東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 利用者の利便性維持のためにNTT東西が、NTTコムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一となっているか。</p>	<p>NTT持株によれば以下のとおり。令和4年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、独立した営業部門の設置に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西が、他の事業者の情報通信関連商品の販売・取次業務を受託するにあたっては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 ➢ 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 <p>(※1)『同一の条件』については、収支が相償わない場合や、NTT東西の商品と競合する場合を除き、他社に対して、委託者が提示する委託料が、当社の稼働費用を上回る場合においては受託を行うという考え方を全事業者に対して一律に採用している。加えて、複数の事業者から同種の商品の販売・取次業務を受託することとなった場合には、各事業者の商品を公平に取り扱う為、顧客から提供会社名・商品名を指定しない申込を受けた際には、受託している商品の中から顧客の要望に合う商品を並列的に説明・提案を行っている。</p>	<p>・独立した営業部門の設置に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。</p>
<p><⑤顧客情報その他の情報の公平な提供> NTT東西とNTTコムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とされているか。</p>	<p>NTT持株によれば以下のとおり。令和4年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、顧客情報その他の情報の公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西のサービスに係る顧客情報データベースとNTTコムのサービスに係る顧客情報データベースは平成11年7月1日の再編時点をもって論理的な分離を実施しており、NTTコムにおいて独自の顧客管理システムが構築された平成15年第3四半期までにシステム共有の解消を図り、データベースの分離が完了している。 ・ 上述の内容については、「日本電信電話株式会社の再編後の状況の報告について」(郵電政第73号[平成11年7月1日])に基づき、総務省へ報告している。 ・ なお、NTT東西と接続する電気通信事業者がユーザへ料金の請求を行う等の目的で、NTT東西の顧客情報を照会する場合があるが、当該手続きや条件等については接続約款に定めており、全ての事業者が公平に顧客情報を照会することが可能である。 	<p>・顧客情報その他の情報の公平な提供が行われているか、引き続き注視。</p>

確認内容

<⑥共同資材調達の扱い>

「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づいた措置を実施しているか。

確認結果(暫定)

NTT持株によれば、令和3年度における共同資材調達の扱いは以下のとおり。

- 令和3年度におけるNTT、NTT東及びNTT西(以下、旧NTTという)の共同調達案件数及び総調達額に対する共同調達額の比率は以下のとおり。

会社名	総調達額※1	共同調達額※2	共同調達に係る額の比率	共同調達案件数※3
NTT			1%	1件
NTT東			0%	1件
NTT西			0%	1件

※1 対象期間中に旧NTTの各社が調達した、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計。

※2 対象期間中に旧NTTの各社が、分離会社(NTTコム、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア。以下同じ。)のいずれか1社以上と共同調達した額。

※3 対象期間中に旧NTTの各社が調達した資材について、分離会社のいずれか1社以上と共同調達した案件の数。

- 令和3年度における旧NTTの各社の共同調達案件は、いずれも、オフィススイートであるとのこと。

会社名	資材の区分	主な資材の内容	主な利用用途
NTT	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用
NTT東	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用
NTT西	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用

- 令和3年度における共同調達について、電気通信事業法(第29条、第30条及び第31条)の趣旨を引き続き確保するために講じた必要な措置としては、以下のとおりであるとのこと。
 - NTT東及びNTT西では、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条、第30条、第31条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。
 - NTTドコモでは、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条、第30条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。
 - NTTコム、NTTデータ及びNTTコムウェアでは、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。

会社名	共同調達業務を担当する社員数(延べ数)	受講者数	実施率
NTT東			100%
NTT西			95%※
NTTドコモ			100%
NTTコム			100%
NTTデータ			100%
NTTコムウェア			100%

※ 研修未実施の社員は長期休職中となり、復職後速やかに研修を実施するとのこと。

対応方針

- 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか、引き続き注視。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<p>＜⑥共同資材調達の扱い＞ 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づいた措置を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記を踏まえると、令和3年度における共同調達に関して、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に照らして、具体的な問題が生じているとは認められない。 また、NTT持株によれば、共同調達受付窓口では、他事業者に対して、NTTグループ会社と同等の条件で共同調達に参加する機会を設けるため、ホームページで問合せフォームを開設しているが、これまで、他事業者からの事前相談や問い合わせは1件も寄せられていないとのことであった。 事業者アンケートにおいて、他事業者に対し、共同調達に参加しなかった理由等を確認した結果、他事業者からは、以下のような意見が寄せられた。 <ul style="list-style-type: none"> 経営情報がNTTグループに流れることを懸念している。 NTTグループによる情報提供が不足している。 そこで、共同調達情報の目的外利用に係る措置、及び他事業者への情報提供の状況について、NTT持株に確認したところ、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 共同調達情報の目的外利用禁止に係る措置については以下のとおりであるとのこと。 <ul style="list-style-type: none"> 各社が共同調達事業者であるNTT Global Sourcing, Inc.(NTT-GS)との間で授受する共同調達に係る情報については、旧NTTと分離会社との間、旧NTTと共同調達に参加する他事業者(以下、単に他事業者という)との間、分離会社と他事業者との間で参照することができないよう、共同調達に係る情報管理システムにおいて、適切なアクセス権を設定している。 NTT持株によれば、他事業者に対して、共同調達への参加の検討に資する以下の情報をホームページで公表しているとのことであった。 <ul style="list-style-type: none"> 共同調達事業者及び共同調達受付窓口への委託費、料金体系(共同調達実施計画及び共同調達受付窓口ホームページで公表) NTTグループの共同調達の成立状況等(共同調達案件に含まれる主な資材の内容) 共同調達への参加にあたっての留意事項、受付フロー等(共同調達受付窓口ホームページで公表) 他事業者による、共同調達への参加については、今後の状況推移を継続的に注視していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか、引き続き注視。
<p>＜⑦研究開発成果の公平な開示等＞ NTT持株又はNTT東西が、NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とされているか。</p>	<p>NTT持株によれば以下のとおり。令和4年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、研究開発成果の公平な開示等に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の開示・利用に関して、当社は、電気通信ネットワークの接続に不可欠な技術をはじめとした研究開発成果を、原則(※3)としていつでも適正な対価を前提に技術開示を行っている。 具体的には、持株の基盤的研究開発成果については、ホームページ等で公開し、その成果の活用を希望される方に、適正かつ公平な条件での提供に努めており、全事業者に対して一律に対応を行っている。 技術開示にあたっては、「基盤的研究開発費用の負担による利用(※4)」と「適正な対価を前提にした技術開示による利用」がある。NTT持株の研究成果に対しては、両者のうちどちらかを選択、NTT東西の研究成果においては、後者により技術開示を行う。 なお、NTT持株及びNTT東西は「日本電信電話株式会社の再編成後の状況報告について」に基づき、技術の開示状況等について、総務省へ報告している。 <p>(※3) プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究開発成果はライセンスができない場合がある。また、研究開発の段階によってはすぐにライセンスに応じることが難しい場合がある。 (※4) 基盤的研究開発のリスクテイクを前提とした費用負担により、その結果として創出される成果を利用するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の公平な開示等に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。

⑥ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証

実態把握の結果等(暫定)

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③に基づき、未指定事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、未指定事業者に対し、以下の観点について、把握・検証を行った。
 - ✓ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
 - ✓ 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
 - ✓ 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要
- 1点目の観点については、接続等関連情報の取扱いについて定めた、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(令和3年12月最終改定)において、MNO等に求められる具体的な措置の実施状況をヒアリングにおいて確認した結果、当該措置については実施されていることが確認された。2点目、3点目の観点については、未指定事業者にヒアリングを行い、アンケート等において報告のあった懸念事項について事実関係を確認した。
- 令和4年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられないが、引き続き、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視したい。

【MVNOガイドラインにおいて求められる具体的な措置と、未指定事業者の実施状況】

MVNOガイドラインにおいて求められる具体的な措置	KDDI	ソフトバンク
①利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・接続等関連情報の目的外利用の禁止は、接続約款や卸契約に規定。 ・利用を制限する接続等関連情報の範囲:接続・卸に係る協議資料等の関係者外秘の情報全て ・利用目的の特定:接続・卸の業務遂行に必要な範囲でのみ利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOから取得する情報は必要最低限とし、トラフィック/契約数予測やNW構成図等の情報提示を依頼。 ・情報の取扱いについては、接続約款において、守秘義務及び目的外利用の禁止を明記。
②接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・接続等に関する業務に関わる組織(主に渉外関連部門・技術関連部門)以外の組織(主に営業部門・サービス部門)にはアクセス権限無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者対応窓口を設定し、社内関係部門(法人事業担当部門、相互接続部門及び関係する技術部門。営業部門を除く)のみアクセス可能。
③接続等関連情報を入手した者、情報及び日時記録	<ul style="list-style-type: none"> ・接続等に関する業務の協議状況や情報の授受等を記録。 ・進捗状況とともに情報管理の履行状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOから情報を入手した人、日時等も管理。
④接続等関連情報の取扱いについての遵守すべき事項を定めた規程の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「接続等関連情報の取扱いに関するマニュアル」の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の閲覧権限等の取扱いに関する規程を整備。
⑤当該規程を遵守させるための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・接続等に関する業務に関わる組織に着任時に研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入社時及び定期的に情報の取扱いに関する研修を全社員必須受講。

確認項目	KDDI	ソフトバンク
電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・KDDIの特定関係法人である電気通信事業者は、42者(令和4年3月末時点)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、事業法第38条の2の届出対象になる、特定関係法人は存在しない
電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内事業者と他事業者との取引については、公平な取扱いを実施。 ・モバイルサービスを提供する上での基本的な機能については、全てのMVNOが閲覧できるよう標準プランを作成し、HPに掲載。 ・既存MVNO(契約関係のあるMVNO)に対しては、新たな機能を提供する場合や既存の提供条件を変更する場合、その提供条件について、NDAを締結し、同内容を同時期に情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引事業者が特定関係法人か否かに関わらず、接続及び卸に関する取引は同等の取扱いで実施。 ・接続約款においても、設備利用における不当な差別的取扱いを行わないことを明記。
アンケート等で指摘のあった事項に関する見解	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が調査を行った競争事業者のうち、競争事業者の一部からは、以下のような事例が存在し、グループ内事業者への優先的な取扱いに該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 ✓ KDDIのグループ内事業者(MVNO)においてiPhoneの取扱いが実現している ✓ KDDIから、iPhoneでAPN設定不要なSIMカードがグループ内事業者(MVNO)に提供されている。 ・この点、KDDIに対し事実確認等を行ったところ、以下のとおり回答があった。 ✓ 一部のグループ内事業者に対し、KDDIが調達したiPhoneを転売しているのは事実であるが、端末の取扱いがどこまで許容されるかは、端末メーカーとの協議を踏まえて決定されるもの。 ✓ KDDIから配布するSIMカードは、グループ内外を問わず、違いがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度においては、アンケート等で、公正競争上の指摘はなかった。

參考資料

事業者アンケートについて

- 市場動向の分析及び業務の適正性確認の一環として、電気通信事業者らに対するアンケートを以下のとおり実施。

<p>対象者</p>	<p>【電気通信事業分野における市場動向の分析関係】</p> <p>○電気通信市場全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動系通信(55者):MNO事業者(7者)、SIMカード型契約数が5万以上のMVNO事業者(32者※)、その他(17者) ※MNOと重複あり(1者) ・固定系通信(50者):自己設置又は接続の契約数10万以上の事業者(21者)、回線の卸提供を受ける契約数が3万以上の事業者(28者)、その他(1者) <p>○法人向けサービス:</p> <p>上記「電気通信市場全体」対象者(移動系通信:55者、固定系通信:50者)及びSIer/ベンダー</p> <p>○(法人向けサービスのうち)ローカル5G:</p> <p>上記「電気通信市場全体」対象者(移動系通信:55者、固定系通信:50者)及びSIer/ベンダー</p> <p>○研究開発競争の状況の把握:</p> <p>NTT持株、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル</p> <p>【電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象事業者:NTT東西、NTTドコモ ・その他の事業者:上記3者以外のアンケート(電気通信市場全体)対象者(移動:54者、固定:48者)
<p>実施方法</p>	<p>総務省において実施</p>
<p>実施期間</p>	<p>令和4年12月7日～令和5年1月10日</p>

事業者アンケートの質問項目①

【電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係】

※NTT東西、NTTドコモ以外の事業者向けのもの

- ① NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ② NTT東西が特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ③ NTT東西が他の電気通信事業者に対し、電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務について、NTTドコモ又はNTTコムに比べて不利な取扱いを行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ④ NTT東西との間で、NTT東西から優先的な取扱い・利益付与又は不利な取扱い・不利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ⑤ NTT東西との間で、NTT東西に対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ⑥ NTT東西が他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑦ NTT東西が自社に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑧ 法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動に関し、禁止行為規制の観点から、不当に優先的な取扱い等の問題が疑われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑨ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等
- ⑩ サービス卸に関して、NTT東西が、サービス卸ガイドラインに掲げる電気通信事業法上問題となり得る行為を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)等
- ⑪ サービス卸を利用したFTTHアクセスサービスの提供に当たっての課題、サービス卸に関する意見・要望

事業者アンケートの質問項目②

※NTT東西、NTTドコモ以外の事業者向けのもの

禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（移動系通信）

- ① NTTドコモが接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ② NTTドコモがNTTドコモの特定関係法人(総務大臣が指定するものに限る。)に対する不当に優先的な取扱い・利益付与を行っていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ③ NTTドコモとの間で、NTTドコモから優先的な取扱い・利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ④ NTTドコモとの間で、NTTドコモに対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約(契約の有無、契約の具体的内容)
- ⑤ NTTドコモが他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、規律をし、又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑥ NTTドコモが自社に対し、その業務について、規律又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると思われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑦ 法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、不当に優先的な取扱い等の問題が疑われる具体的な事例(事例の有無、事例の具体的内容)
- ⑧ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

その他

- ① NTTドコモ以外のMNOにおけるグループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が疑われる事例があれば、そうした事例の詳細
- ② 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づく共同調達への参加を検討したが参加しなかった場合の理由(参加を検討したことがない場合、その理由)
- ③ 上記共同調達の実施にあたり、NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加を促進するよう、NTTにおいて、円滑な参加に必要な情報の提供が十分なされている認識か否か(情報の提供が不十分という認識の場合、具体的な不足点)
- ④ 上記共同調達について、公正な競争を確保する上での課題
- ⑤ 今後、MVNOとして、5G(SA方式)のネットワークを利用したサービスを提供する場合に公正な競争を確保する上で課題と考えていることがあればお答えください。(例:MNOのネットワークスライシング機能やMEC等を利用するにあたっての課題など)

非公開ヒアリング(NTT東西、NTTドコモ、未指定事業者)について

- 令和4年度年次計画に基づき、市場検証基本方針別表5、別表6及び別表7の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制等に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について確認するため、市場検証会議において、NTT東西及びNTTドコモへのヒアリングを非公開で実施。

【対NTT東西】

ヒアリング実施日	令和5年3月15日
ヒアリングにおけるNTT東西の説明(概要)	<p>接続関連情報の目的外利用防止に向けた取組み、不当に差別的な取扱い防止に向けた取組み及び報告内容の見直しについて、NTT東西よりヒアリング。NTT東西の説明内容の概要は以下のとおり。</p> <p><u>1. 接続関連情報の目的外利用防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備部門では、電気通信事業法等に基づき、社内規程等による体制の整備、システムの利用権限や情報の持ち出し等に関する業務の管理、研修等による社員の教育を行うと共に、これら対策の実施状況について定期的な点検を行っている ・監視部門では、設備部門が実施したこれらのマネジメントサイクルについて、書面・データ・実査による確認を行い、その結果について、業務執行を決定する機関へ報告 ・更なるリモートワーク推進に向け、接続関連情報を取扱う業務のリモートワークを開始 ・リモートワークに当たっては、業務用端末にのぞき見防止ツールを導入する等の対応を実施 <p><u>2. 不当に差別的な取扱い防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内規程・マニュアルを制定の上、各組織内の禁止行為防止責任者が遵守を指導。また全社員を対象とし契約等の実施判断前のチェックを実施 ・独立した組織による業務監査にて遵守状況を確認。その結果を業務執行を決定する機関へ報告 ・NTT東西は IOWN 構想を実現する初めての商用サービスとして、通信ネットワークの全区間で光波長を占有する「APN IOWN1.0」を令和5年3月16日に提供開始。 ・接続は、接続約款に基づき他事業者に提供し、小売は、約款に基づき提供することで、今後とも、公正競争の確保に努める考え <p><u>3. 報告内容の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同等性検証を目的に、光の開通納期等に係るリードタイムに関して、①接続料研究会における開通納期に係る措置要請、②市場検証会議における公正競争に係る措置要請、及び③電気通信事業法に基づく禁止行為規定遵守措置等報告書の年3回の報告を実施しているが、それぞれ報告対象期間が異なるため、集計・分析・報告に膨大な時間を要しており、報告内容の精度を担保し続けることが困難 ・今後は、精度担保のため報告対象期間を統一した上で報告することとしたい。なお連続性のある検証が行えるよう、①②は令和4年10月～令和5年3月の期間も初回のみ報告を実施

<p>ヒアリングにおける NTT東西の説明 (概要)</p>	<p>3. 報告内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争に係る措置要請に基づき、「3年以上Dランク継続中の局舎」及び「直近1年間でCランクからDランクとなった局舎」を対象に、申込への対応状況等を報告 ・報告内容の集計にあたり、「月末のランク状況(定期開示)」に加えて「月内のランク変動状況(随時開示)」を用いているが、随時開示データの集計は作業に時間を要する一方、影響はごくわずかであるため、今後は定期開示データのみを用いた報告としたい
<p>ヒアリングにおける 構成員からの 主な指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員がリモートワークをする際、例えば、セキュリティの十分ではない行きつけのカフェ等で接続関連情報を取扱う業務のリモートワークをするということはないという理解でよいか。 ・接続関連情報にアクセスできるのは業務用端末からのみであるという理解でよいか。 ・設備部門において、どの程度リモートワークが広がっているのか教えてほしい。 ・設備部門の整備状況等について、監視部門で監視を行い、その監査結果を報告する、業務執行を決定する機関というのは、どのような権限のどのようなポジションの組織なのか、教えてほしい。 ・スタッフの異動に当たり、どのように禁止行為規制を遵守する取組を行っているのか。 ・APN IOWN1.0の想定ユースケースを教えてほしい。 ・APN IOWN1.0を他者に展開する場合の形態としてはどのようなものを考えているのか。
<p>追加確認内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修の中での「理解度テスト」について、①設問数や②その内容(網羅性)、③難易度、④設問の毎年の改訂状況、⑤理解到達度に達しなかった場合の再テストの設定、について、確認したい。 ・APN IOWN1.0のAPN関連装置について、現状当該装置の提供等を行っている事業者の数や市場平均価格(または、一般的な当該装置の購入・利用料金体系)について教えてほしい。 ・NTT東西自身がAPN関連装置を提供する場合において、APN IOWN1.0終端装置とのセット提供という理解でよいか。仮にセット提供を行う場合の提供料金の内訳について、接続約款や小売約款との関係も含め教えてほしい。 ・仮に「APN関連装置」の機能をアンバンドルして必要な機能のみを利用できるようにする場合に、そのような要望があれば、長期間の交渉を要せずに必要な機能を提供できるようにする工夫は行っているか。もし行っているのであれば、具体的な工夫や取組みの内容を教えてください。 ・「APN関連装置」は、1台あたり、いくらぐらいするのか。接続で利用する場合に「APN関連装置」を自前で用意することを想定した場合に、接続事業者はどれぐらいの費用を負担することが必要か。 ・「APN関連装置」が高額であるため、新たなユースケース創出・価値の創造についてアイデアがある中小事業者やスタートアップ企業でも、IOWN構想を実現する商用サービスが多様な用途で活用できるようにするための工夫や取組みの状況について、説明してほしい。 ・報告内容の見直しにより、「開通リードタイムに係る報告の効率化」「局舎スペース利用に関する報告の簡素化」により軽減された負担を利用して、開通リードタイムの短縮や局舎スペース利用の充実(たとえば、C→Dランクとなった局舎数の解消)などの、実質的な内容の改善につなげる取組みにより一層注力していかれるように希望する。

【対NTTドコモ】

ヒアリング実施日

令和5年3月15日

ヒアリングにおける
NTTドコモの説明
(概要)

新ドコモグループ再編に係る業務の状況、接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取組み及び不当に差別的な取扱い等の防止に向けた取組みについて、NTTドコモよりヒアリング。NTTドコモの説明内容の概要は以下のとおり。

1・新ドコモグループ再編に係る業務の状況

【法人事業の統合】

- NTTコムは媒介等業務委託(代理)を受けNTTドコモの代理人として、NTTドコモのモバイルサービスの販売を行う。加えて、自らのサービスと組合せることで、法人ユーザへサービスをワンストップ提供
- NTTドコモは、媒介等業務受託者(代理)の行為を監督し、法令を順守
- 他事業者から要望があれば真摯に協議する考えであり、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務は行わない
- モバイルサービスの顧客情報はNTTコムへの委任契約の範囲において利用可能
- 接続関連情報は従来より厳格なファイアウォール措置を講じており、NTTドコモの営業部門等はもとより、NTTコムが閲覧・利用することはできない

【MVNOに関するサービス提供関係】

- MVNOサービスの提供に関して、NTTドコモとNTTコムとの関係は再編前後で変更はなく、約款に基づく不当な差別的取扱いのない条件にて引き続き提供を実施。
- NTTドコモの関係事業者については要請に基づきNTTコムが再卸料金がNTTドコモからの卸料金を上回っていることを確認
- エコノミーMVNOに対するポイント連携、媒介等業務受託に係る取引条件は同等とし、レゾナントを不当に優先的に取扱っている実態はない

【ネットワークインフラの統合】

- NTTコムは固定インフラ設備をNTTドコモへ移管
- NTTコムは自らのサービス設備とNTTドコモから借り受けた固定インフラ設備、他事業者から借り受けたアクセス回線を組み合わせ固定サービスを提供
- そのサービス提供プロセスにおいて、NTTドコモ側にはNTTコムが接続関連情報は提供されない
- NTTコムとNTT東西の関係性は再編前後で変わらず、NTT東西において法令や要請に基づき公平な取扱いのもとで、アクセス回線の貸し出し等を行っている。

<p>ヒアリングにおける NTTドコモの説明 (概要)</p>	<p><u>2. 接続関連情報の目的外利用の防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 接続関連情報を取り扱う部門においては、以下のとおり、体制の整備、業務の管理、社員の教育の観点から厳格なファイアウォール措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> 事業者対応窓口として独立した組織(接続推進室)を設置。 接続推進室とそれ以外の部門との兼務の禁止 接続推進室の物理的な隔離(他組織と居室を分離、入退室管理を実施)を実施。 接続関連情報は専用システムで取扱い、厳格なアカウント管理を実施。 情報の持ち出しや社外開示の際、責任者による承認等を実施。接続関連情報の持出しを管理。 工事部門等への依頼時は接続関連情報を伏せ、伏せた依頼書等を用いて工事部門等へ依頼。 異動時の流出防止(システム上の持出し抑止) 監査部による業務監査を実施。 公正競争ルールに関する研修等(接続推進室着任時及び全社員向けの定期研修)を実施。 接続関連情報の取り扱いは再編前後で変わらず、NTTコムやNTT東西についても他の事業者と同様に対応を行っている(卸事業者の取扱いも接続事業者に準じる) <p><u>3. 不当に差別的な取扱い等の防止に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス企画や設備開発時等に公正競争遵守を目的とし法令チェックを必須とする社内ルールを制定し、制度主管において内容を確認し法令順守を徹底 全社員対象の研修を実施(eラーニング研修によるケーススタディ、理解度テストも実施) 媒介等業務受託者(代理)の行為を監督し、法令を順守する
<p>ヒアリングにおける 構成員からの 主な指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の公取委・総務省の共同ガイドラインでは、「電気通信役務の提供以外の業務」であっても、「当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係」している場合には、一定の条件の下、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」に当たりうるとして例示されている。この点、NTTドコモとしてどのように留意しているか。 モバイル設備との統合によって、低廉なサービスの提供に向けて取り組むというところの具体例がもしあれば教えてほしい。 モバイル回線の媒介等業務委託について、他事業者に委託した場合、最終的な川下の法人向けに提供されるサービスブランド名は、ドコモブランドになるのか、又は、代理人になるパートナーの名前になるのか、教えてほしい。
<p>追加確認内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修の中での「理解度テスト」について、①設問数や②その内容(網羅性)、③難易度、④設問の毎年の改訂状況、⑤理解到達度に達しなかった場合の再テストの設定、について、確認したい。 媒介と代理(委任)の契約形態があるようだが、それぞれの契約形態の特長を分かりやすく示しつつ、取引の相手方あるいは取引の相手方となりうる者(潜在的な将来の取引の相手方となりうる者)に対して、これらの契約形態があること、とりわけNTTコムが選択した代理(委任)の契約形態があることの周知・説明の機会はあるか。もししているとすれば、どのような方法で周知しているか。

非公開ヒアリング(未指定事業者)の概要①

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③に基づき、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)への非公開ヒアリングを実施。ヒアリング項目は以下のとおり。
 - ✓ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
 - ✓ 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
 - ✓ 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要

ヒアリング実施日	令和5年1月18日
ヒアリングにおける未指定事業者の説明(概要)	KDDI
	<p>【接続等関連情報の取扱い】</p> <p>①利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続等関連情報の目的外利用の禁止は、接続約款や卸契約に規定。 ・利用を制限する接続等関連情報の範囲:接続・卸に係る協議資料等の関係者外秘の情報全て ・利用目的の特定:接続・卸の業務遂行に必要な範囲でのみ利用 <p>②接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渉外関連部門・技術関連部門以外の営業部門等にはアクセス権限無し。 <p>③接続等関連情報を入手した者、情報及び日時記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続等に関する業務の協議状況や情報の授受等を記録。 ・進捗状況とともに情報管理の履行状況を確認。 <p>④接続等関連情報の取扱いについての遵守すべき事項を定めた規程の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「接続等関連情報の取扱いに関するマニュアル」の整備 <p>⑤当該規程を遵守させるための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着任時に研修を実施。 <p>【電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDDIの特定関係法人である電気通信事業者は、42者(令和4年3月末時点)。 <p>【電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内事業者と他事業者との取引については、公平な取り扱いを実施。 ・モバイルサービスを提供する上での基本的な機能については、全てのMVNOが閲覧できるよう標準プランを作成し、HPIに掲載。 ・既存MVNO(契約関係のあるMVNO)に対しては、新たな機能を提供する場合や既存の提供条件を変更する場合、その提供条件について、NDAを締結し、同内容を同時期に情報提供。

<p>ヒアリングにおける 未指定事業者の 説明 (概要)</p>	<p>【NTTグループに係る公正競争上の懸念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドコモビジネス」ブランドでの一体営業が「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」に該当するのではないかという懸念を持っており、以下について、NTTグループの見解を知りたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・「排他的な業務」に該当するのかと考えているか ・「排他的な業務」に該当しないと考えているのであれば、 該当しない理由 該当しないようにするための具体的な取組・対応 ・公正競争条件を承継しない海外事業会社等を通じて共同調達指針を潜脱するような行為が行われていないかという懸念を持っており、以下について、NTTグループの見解を知りたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編によるNTTデータの調達方法の変更有無 <ul style="list-style-type: none"> ・調達の実施方法(NTTデータHDが国内事業会社・海外事業会社分をまとめて調達等) ・NTTグループとの共同調達の有無など
<p>ヒアリングにおける 構成員からの 主な指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制をKDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対して適用し、市場支配力の濫用を未然に防ぐべきであるという主張についてどのように考えるか。 ・接続関連の情報の取扱いについて、誤ってマニュアルから逸脱してしまった場合、どのような罰則規定があるのか。 ・同内容を同時期に情報提供することで、差別的な取扱いがないということが担保されるという点を、第三者にも分かりやすい形式で明らかにしていくには、どのようにしたらよいと考えるか。 ・接続等関連情報の対象となる、「接続・卸に係る協議資料等の関係者外秘の情報全て」とは、具体的にはどのような情報が含まれるのか。 ・接続等関連情報の取扱いに係る研修を行うタイミングについては、例えば離任後、営業部門で利用されると問題になるので、離任時における研修も重要なのではないか。 ・MVNO委員会からの指摘で、SIMを差し込むだけでグループ内MVNOは特に設定なく使えるが、それ以外の独立系のMVNOは、SIMを差し込むだけではなくて、追加的な設定が必要になるというのは、差別的、グループ内優遇ではないかという指摘があるが、この点どのような見解か。 ・仮に事業法第30条の禁止行為規制の適用があったと仮定しても、ほぼ同じレベルの、目的外利用を防ぐための対応体制ができていると考えたらよいか。

ヒアリングにおける
未指定事業者の説明
(概要)

ソフトバンク

【接続等関連情報の取扱い】

- ①利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定
 - ・MVNOから取得する情報は必要最低限とし、トラフィック/契約数予測やNW構成図等の情報提示を依頼。
 - ・情報の取扱いについては、接続約款において、守秘義務及び目的外利用の禁止を明記。
- ②接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定
 - ・事業者対応窓口を設定し、(法人事業担当部門、相互接続部門及び関係する技術部門。営業部門を除く)のみアクセス可能。
- ③接続等関連情報を入手した者、情報及び日時 of 記録
 - ・MVNOから情報を入手した人、日時等も管理。
- ④接続等関連情報の取扱いについての遵守すべき事項を定めた規程の作成
 - ・情報の閲覧権限等の取扱いに関する規程を整備。
- ⑤当該規程を遵守させるための研修の実施
 - ・入社時及び定期的に情報の取扱いに関する研修を全社員必須受講。

【電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要】

- ・現時点で、事業法第38条の2の届出対象になる、特定関係法人は存在しない。

【電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要】

- ・取引事業者が特定関係法人か否かに関わらず、接続及び卸に関する取引は同等の取り扱いで実施。
- ・接続約款においても、設備利用における不当な差別的取扱いを行わないことを明記。

【NTTグループに係る公正競争上の懸念】

- ・NTTグループに係る禁止行為規制の遵守状況について、違反事例が顕在化していない可能性も考慮し、継続的な検証が必要
- ・NTTドコモ・NTTコム of 事業再編関係について、以下の説明が必要。
 - ・NTTドコモ・NTTコム of 再編完了を踏まえた、各種再編状況・公正競争担保(禁止行為規制対象事業者同士の再編に伴う適正性の確保など)の為の措置・取組の更新
 - ・NTTコムへの事業移転に伴い、禁止行為規制遵守の為にNTTドコモ時代の接続情報・顧客情報等に関し講じた措置(ファイアウォール措置、情報流出に対する取組の詳細等)
 - ・NTTドコモへ移管したネットワーク設備等の概要
 - ・禁止行為規制対象事業者のNTTドコモと、ドコモCSの「NWインフラ業務」の区分け
- ・NTTデータHD下に新設される事業会社(国内事業会社・海外事業会社)の実態を踏まえた、事後的な既存規制の十分性の確認が必要
- ・NTTデータの事業再編関係について、公正競争条件の引き継ぎ対象から、NTTデータ海外事業会社が外れているが、海外事業会社とはいえ、NTTグループ各社との連携等により国内市場に関与したり、影響を及ぼしたりするのではないかという懸念に対する、説明が必要。

ヒアリングにおける
構成員からの
主な指摘事項

- ・接続等関連情報の目的外利用に特化した研修は行っていないのか。
- ・接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等については、しっかりした対応をしていると思うが、これは事業法第30条の禁止行為規制の適用があった場合でも、法律の要求を満たすレベルで対応しているということか。